

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【宮前保育園 子育て支援センター】

Café de Anne

令和2年5月

宮前保育園 Shell&Beans -Café de Anne- 地域子育て支援センターの開館にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり、利用におけるガイドラインを定める。

【1. 3密の回避】

(1) 密閉の回避

- ① 換気設備の清掃、整備等を適切に行い、換気扇等を常時使用する。
- ② 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど、定期的に換気を行い、密閉を回避する。

(2) 密集の回避(施設内の混雑の緩和…滞在時間を制限し同時に多数が集まらないようにする。)

- ① 利用者の混雑度を調整するため、一人当たりの専有面積「一人あたりの専有面積の目安は、3㎡とする。」を基準とし、一日の受け入れ親子数の上限を設定する。(1日6組)
 - ・滞在時間を制限し、密集が生じない協力をお願いする。
 - ・1回の利用時間は、2時間を上限とし、13時30分から14時30分の時間帯は、施設の消毒・清掃・換気等、感染防止策を講ずるため、閉館。上記時間帯は電話での育児相談のみ受け付ける。
 - ・利用時間は下記の通り実施する。
 - 11:30~13:30 (ランチタイム)
 - 13:30~14:30 (清掃・消毒)
 - 14:30~16:00 (ティータイム)
- ② 6月は主催イベントを中止とし、自由解放のみ実施する。7月以降は、甲府市からの指示をもとに、感染拡大の状況を慎重に見ながら段階的に実施する。

(3) 密接の回避(人と人との距離の確保)

- ① 近距離での会話や交流を行わないよう求める。
 - ・保護者の交流にあたっては、対面での交流は回避し、最低1mの対人距離を確保する。「一人あたりの専有面積の目安は3㎡」
 - ・子どもの交流にあたっては、目安として、できる限り互いに手を伸ばした距離を確保し、接触による交流がないことを徹底する。

- ② 近距離において、大きな声を出すこと、歌うこと、及び呼気が激しくなるような交流は回避する。
- ③ 机等を使用する場合は、間隔1 m以上空けて配置する。
- ④ 距離感が分かるように室内表示、仕切り等を行う。
- ⑤ 戸外での遊びのスペースの使用を推奨する。

【2. その他の感染防止対策】

(1) マスクの着用

- ① 職員は、マスクを着用するとともに、利用者にもマスク着用を周知徹底する。
- ② 入り口へ、利用時のマスク着用の掲示や、ホームページ等でマスクの着用を周知する。(利用児(特に3歳未満児)マスクの着用については状況に応じた適切な使用を求める。)

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 利用者は、入退室時及び定期的に手指消毒又は手洗いを実施する。
- ② 職員は、子どもの接触が多い場所に触れた後などには、手指を消毒する。

(3) 体調管理とチェック

利用者に対し入室時(受付時)に検温等の体調確認を実施するとともに、次に該当する場合は、利用させない。

- ・体温が37.5度以上あった場合(または平熱比1度超過)
 - ・風邪の症状(咳やのどの痛み、鼻水など)、嘔吐、下痢などの症状がある場合(軽度でも利用させない。)
- 本園が定める感染予防マニュアルに順守し、対応する。

(4) 施設内の衛生管理(清掃、消毒、換気の徹底)

- ① 他者と共有する物、場所(高頻度接触部位)は、定期的に消毒液等を使い清拭消毒を行う。
 - ・ドア、椅子・机、子どもが接触する壁、授乳コーナー、ベビーベッド、本、玩具、遊具など
- ② トイレの使用ごとの清掃・消毒等
 - ・トイレの便座、スイッチ、洗浄レバー等を清掃、消毒する。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように案内する。
- ③ ごみの処理(利用者から出たごみは原則持ち帰り)
 - ・当面の間、ごみ箱は撤去する。

- 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れ密閉して縛る。
- 清掃やごみの処理(廃棄)を行う場合は、マスクと手袋の着用を徹底する。
- 廃棄作業を終えた後は、必ずハンドソープ等を使用し、流水で手洗いをを行う。

(5) 利用者の把握

- 利用者名簿の作成
利用者の住所、氏名、連絡先、入室時間、退出時間及び体調確認を記録する。

(6) 子どもの接触感染・飛沫感染防止の徹底（保護者への協力事項）

- ① 子どもが玩具・遊具などを舐めないように、保護者へ注意を促す。
- ② 他の子どもと接触しないように、保護者へ注意を促す。
- ③ 子どもが口、鼻、眼を触らないように、保護者へ注意を促す。
 - 消毒等により手指を清潔に保つ。
- ④ 咳エチケットの協力を仰ぐ。
 - 入室後、単発的な咳やくしゃみについては、ハンカチ、ティッシュ等で口を覆うなどの感染防止を徹底させる。なお、咳やくしゃみが継続的に続く場合は、退室させるなどの対応を行う。

(7) チェックリスト作成・確認

ガイドラインに基づいた、各項目についてチェックリストを作成し、感染予防策を適切に実施する。

制定改定日	変更内容	変更の理由
2020年6月8日		